

特殊索道事業運送約款

(適用範囲)

第1条 当約款は、奥伊吹観光株式会社（以下、「当社」という）が管理運営する当社の特殊索道事業（賤ヶ岳リフト）に関する運送契約は、この約款の定めるところにより行い、この約款に定めない事項については、法令の定めるところ又は一般の慣習による。

(係員の指示)

第2条 旅客は、安全輸送と秩序の維持のために行う係員の指示に従わなければならない。

(運送の引き受け)

第3条 当社は、第4条の規定により運送の引き受けを拒絶する場合及び第5条の規定による運送の制限をする場合を除いて、旅客の運送を引き受ける。

(旅客の引き受けの拒絶)

第4条 当社は、次の各号の一つに該当する場合には、運送の引き受けを拒絶する。

- (1) 係員の指示に従わないとき。
- (2) 当該運送に関し、旅客から特別な負担を求められたとき。
- (3) 当該運送が法令の規定、公の秩序または善良の風俗に反するとき。
- (4) 泥酔者等運送上の安全を期しがたいと認められるもの。
- (5) 天災その他やむを得ない事由による運送上の支障のあるとき。
- (6) 全各号に揚げる場合の外、正当な事由のあるとき。

(旅客の引き受けの制限)

第5条 当社は、天候その他やむを得ない事由による運送上の支障がある場合又は当社の都合による場合に、索道の運転若しくは乗車券の販売の制限若しくは停止又は、定員、携行品の大きさ若しくは個数の制限による旅客の引き受けの制限をすることがある。

(リフト券の発売)

第6条 当社は、リフト券等を自動券売機または出札所において販売する

(リフト券の効力)

第7条 リフト券は、券面記載の条件により使用する場合に限りその効力を有する。

2. 転売、転貸されたリフト券又は、旅客その他の者が故意に偽造、改、変造したリフト券及び破損はなはだしく券面表示事項の判読困難となったリフト券、その他不正な手段により取得したリフト券は無効とする。
3. 当社がその運賃を変更した場合、変更前において発売したリフト券は販売金額に関わらず、適用期間内は有効とします。

(リフト券の提示および回収)

第8条 当社は旅客の乗車時において、旅客に対しリフト券の提示を求め、これを確認し回収する。旅客は定められた場所から乗車し、定められた場所から降車しなければならない。

(運賃及び適用方法)

第9条 当社が旅客から収受する運賃並びに適用方法は、リフト券売り場またはホームページにおいて掲示した運賃及び備付けの適用方法による。

(運転中止の場合の運転途中の旅客に対する取扱い)

第10条 天災その他やむを得ない事由により索道の運転を中止した場合の旅客に対しては、運転再開後の必要な運送継続の措置をおこなう。

(運賃の払い戻し)

第11条 天災及び当社の責により索道の運転ができないときは、規定に定める払戻しをおこなう。ただし、風、雨、雪、霧等の索道の運転に危険が生ずるおそれがある場合（参照 索道施設に関する技術上の基準を定める省令第37条）における一時的な運転中止の場合は、この限りではない。

(責任の始期及び終期)

第12条 当社の運送に関する責任は、旅客が搬器に乗車したときに始まり、降車したときをもって終わる。

(旅客の遵守すべき事項)

第13条 旅客は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定された位置で乗車し、及び、降車すること
- (2) 搬器を揺すらないこと。
- (3) 搬器から飛び降りないこと。

- (4) その他安全輸送を妨げる行為をしないこと。
- (5) 途中降車しないこと。
- (6) 非常停止して運転再開ができないときは、救助方法等について連絡するので、その指示に従うこと。

(旅客に関する責任)

第14条 当社は、索道の運行によって、旅客の生命又は身体を害したときは、これによって生じた損害を賠償する責を負う。ただし、次の各号の一つに該当する場合はこの限りでない。

- (1) 索道の運行に関し、当社が法令に規定する注意を怠らなかったこと並びに索道施設に欠陥若しくは機能の障害がなかったこと等が証明されたとき。
- (2) 事故が当該旅客、又は当社の係員以外の第三者の故意又は過失により発生したことが証明されたとき。

(携帯品等に関する責任)

第15条 当社は、旅客の運送に関して生じた、携帯品等の滅失又はき損による損害については、これを賠償する責を負わない。ただし、その滅失又はき損が当社の過失によるものであるときはこの限りではない。

(旅客の責任)

第16条 当社は、旅客の故意若しくは過失により、又は旅客が法令若しくはこの約款の規程を守らなかったこと等により当社が損害を受けたときは、その旅客に対し、その損害の賠償を求めることが出来る。

(管轄裁判所)

第17条 当社の索道運送について紛争が生じたときの管轄裁判所は、大津裁判所長浜支部、又は大阪地方裁判所（本庁）を第1審の合意管轄裁判所とします。

(約款の変更)

第18条 当社は、索道事業運送上変更が必要と認めた場合は変更することが出来る。

(附則)

制定・施行 2019年7月1日

改定 2025年4月25日